

京都市告示第 187 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 7 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	今熊野水0005号	東山区今熊野池田町 4 番地の 4 地先 同町 9 番地の 6 地先	
2	久世水0280号	南区久世東土川町178番地先 同上	
3	久世水0281号	南区久世東土川町126番地の 4 地先 同町159番地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	大原野水0531号	西京区大原野石見町138番地の 2 地先 同町134番地の 1 地先

(建設局土木管理部道路明示課)